

青森市月見野<sup>がっそうぼ</sup>霊園合葬墓  
～ ご利用・申込のご案内 ～



合葬墓は、個人での管理や承継が不要で、生前に申し込むこともできる、多くの方々の遺骨を合同で埋蔵するお墓です。

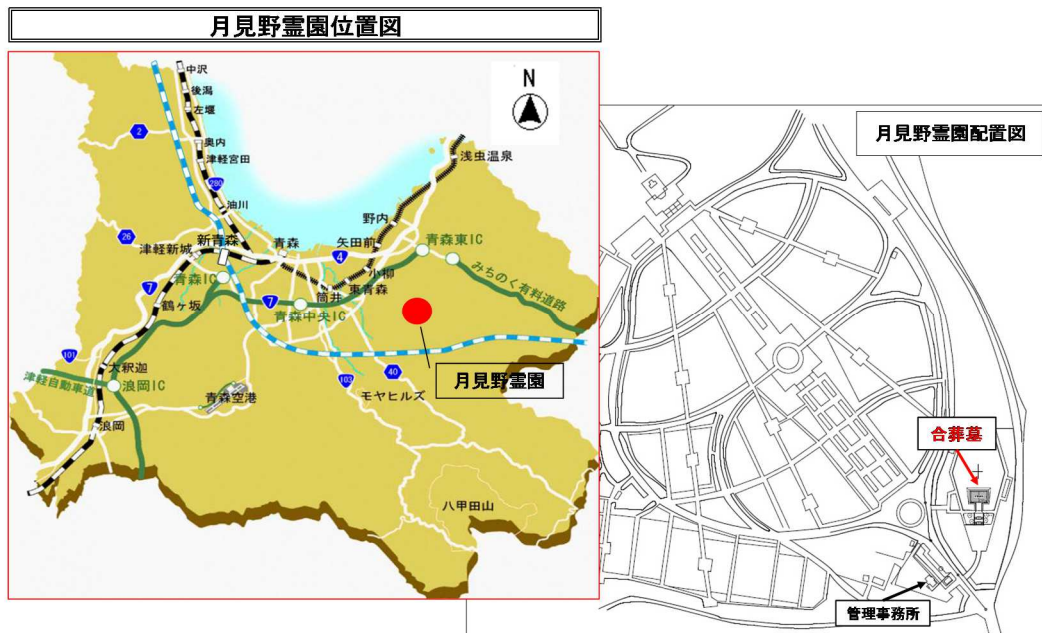
お墓には、様々な形態や考え方がありますので、本「ご利用・申込のご案内」をご参考に、ご家族の方などともよくご相談になってからお申込みください。

**【問合せ・申込先】** ○青森市 市民部 生活安心課 霊園管理運営チーム  
青森市新町一丁目3番7号  
電話 017-734-5277

○青森市 浪岡振興部 市民課 生活環境チーム  
青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1  
電話 0172-62-1140

青 森 市

# ～ 月見野霊園合葬墓案内図 ～



## もくじ

1	合葬墓の施設と使用料	・・・	1
2	申込資格	・・・	3
3	申請から納骨までの流れ	・・・	3
4-1	申請手続（遺骨を保有している方）	・・・	4
4-2	申請手続（市営霊園・墓園を返還する方）	・・・	4
4-3	申請手続（生前予約）	・・・	5
4-4	申請手続（記名板）	・・・	5
5	使用上の注意・制限	・・・	6

## 1 合葬墓の施設と使用料

申込区分	使用料
納骨室及び合葬室（納骨室の使用期間は、使用許可を受けた日から20年で、その後に合葬室へ埋蔵）	1体につき 98,000円
合葬室（合葬室へ直接埋蔵）	1体につき 62,000円
記名板（希望者のみ）	1体につき 34,000円

一度納付した使用料（納骨室、合葬室）はいかなる理由でも還付できませんのでご注意ください。

### 納骨室

#### 「納骨室及び合葬室」の申込 一体につき 98,000円

- 納骨室は、使用許可を受けた日から20年、ご遺骨を骨箱や骨壺で納骨棚に安置するための施設です。収蔵期間が過ぎると、職員が合葬室へ移し埋蔵します。
- 生前予約の方が使用許可を受けた日から20年を過ぎて納骨される場合は、合葬室に直接埋蔵となります。
- 収蔵できる骨箱等は、サイズが幅24cm、奥行24cm、高さ28cm以下で、安定して安置できるものを、使用される方がご用意ください。
- 納骨室に収蔵している期間であれば、ご遺骨を引き取ることができます。
- 他の墓地等へ一度埋蔵されたご遺骨は、納骨室に収蔵できません。
- ご遺骨の前での直接参拝はできません。



遺骨お預かり



納骨室



骨箱等で収蔵

### 合葬室

#### 「合葬室へ直接埋蔵」の申込 一体につき 62,000円

- 合葬室は、複数の遺骨を合同で埋蔵する施設です。
- 合葬室に埋蔵されたご遺骨は引き取ることができません。
- 他の墓地等へ一度埋蔵されたご遺骨は、合葬室のみの利用となります。また、土葬の場合の遺骨は、改葬のための火葬を行ってから納骨してください。

- ◆市営霊園・墓園の墓地区画から合葬室に改葬する場合は、改葬する遺骨の体数にかかわらず、返還する墓地区画の1区画につき62,000円となります。
- ◆生活保護を受けている方や中国残留邦人等で生活保護に準じる公的支援給付を受けている方が申請する場合は、合葬室へ直接埋蔵する場合に限り、使用料の5割を減額できます。対象の方は窓口にてお申し出ください。



合葬室



納骨袋で埋蔵

## 記名板

(希望者のみ) 一体につき 34,000円

- 希望される方は、有料で、合葬墓に収蔵または埋蔵された故人の生前の氏名を刻字したプレートに記名板に掲示できます。
- 合葬墓の申請手続以降は、いつでもお申込みできます。
- 記名板へは納骨から2～3か月後に掲示となります。掲示したプレートは取り外しできません。また掲示の位置については指定することはできません。
- ◆納骨前に使用の取りやめを届け出た場合は、記名板の使用料を還付します。



※プレート：(材質) 黒御影石  
(サイズ) 縦15cm×横4cm×厚さ3cm

## 参拝所



献花台等



献花台、線香台、モニュメントを設置しています。霊園開園期間中(4/1～11/30)は参拝が可能です。

※持参したお花や線香以外の供物等は、必ずお持ち帰りください。(霊園内にゴミ箱は設置していません。)

## 2 申込資格

### (1) 遺骨を保有している方

市営霊園・墓園の墓地区画の使用許可を受けていない方で、

- ①青森市民で遺骨を保有している方
- ②市外の方で、青森市民であった方の遺骨を保有している方

### (2) 市営霊園・墓園から合葬墓に改葬し、墓地区画を返還する方

### (3) 生前予約

市営霊園・墓園の墓地区画の使用許可を受けていない満70歳以上の青森市民で、自己の死後に合葬墓における遺骨の収蔵又は埋蔵を希望する方

## 3 申請から納骨までの流れ

### ① 霊園使用許可申請

霊園使用許可申請書に必要書類を添えて駅前庁舎生活安心課または浪岡庁舎市民課へ申し込んでください。

郵送の場合は申請書と必要書類に110円切手1枚、140円切手1枚を添えて以下に郵送してください。

**【郵送先】 〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 生活安心課**



### ② 書類審査

申請書類を確認後、使用料納付書を交付（郵送）します。



### ③ 使用料の納付

金融機関等で一括納付してください

納付した使用料は還付できませんのでご注意ください。



### ④ 使用許可証の交付

納付確認後、「霊園（合葬墓）使用許可証」を交付（郵送）します



### ⑤ 納骨の予約

納骨日時を月見野霊園管理事務所（☎017-743-3213）へ電話で予約してください。



### ⑥ 納骨

○ご遺骨 ○霊園（合葬墓）使用許可証 ○埋・火葬許可証等を月見野霊園管理事務所へお持ちください。

## 4-1 申請手続（遺骨を保有している方）

### ○受付期間⇒通年受付

### ○必要書類

- ・ 霊園使用許可申請書（※）
- ・ 身分証明書の写し（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）
- ・ 本籍記載の住民票（青森市民の方は、「添付書類省略に係る同意書（※）」でも可）
- ・ 遺骨を保有していることを証する書類（埋・火葬許可証、改葬許可証等）  
（※）様式は青森市ホームページからもダウンロードできます。

## 4-2 申請手続（市営霊園・墓園を返還する方）

### ○受付期間⇒通年受付

### ○必要書類と手順

#### ①改葬許可

- ・ 改葬許可申請書（※）
- ・ 霊園（埋葬場所・一般墓地）使用許可証  
※使用権者（名義人）が亡くなっている場合は、先に名義変更手続きが必要です。

#### ②原状復旧工事等※墓石事業者からの申請

- ・ 霊園臨時使用許可申請書
- ・ 霊園（埋葬場所・一般墓地）使用許可証の写し
- ・ 臨時霊園施設使用料

#### ③合葬墓使用許可申請と一般墓地返還

- ・ 霊園使用許可申請書（※）
- ・ 一般墓地返還届（※）
- ・ 霊園（埋葬場所・一般墓地）使用許可証
- ・ 顔写真付きの身分証明書の写し（ない場合は印鑑証明書）  
（※）様式は青森市ホームページからもダウンロードできます。

### ○注意事項等

- ・ あらかじめ改葬（お骨上げ）の日程や、墓石解体工事（墓石撤去、整地等）の日程を決めた上で、手続きしてください。
- ・ 改葬許可申請と霊園臨時使用許可申請（墓石解体工事）後、一般墓地返還届が提出された時点で、合葬墓使用許可申請が可能となります。なお、墓石等の解体工事前でも、解体工事の予定が確認できれば、合葬墓の申請は可能です。

### 4-3 申請手続（生前予約）

#### ○受付期間⇒年1回受付

募集は年1回です。受付期間・募集数等については広報あおもり12月1日号（予定）でご案内します。

#### ○必要書類

- ・合葬墓生前予約申込書（※）
- ・身分証明書の写し（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）
- （※）様式は青森市ホームページからもダウンロードできます。

#### ○注意事項等

- ・申込者が募集数を超えた場合は抽選を行います。申込者が募集数以下の場合、又は抽選後当選した方に、使用許可申請手続きについてお知らせします。
- ・市営霊園・墓園の使用許可を受けている方が生前予約を申し込む場合、11月30日までに返還手続きが必要です。
- ・納骨室の使用を選択した場合、納骨室の使用期間は納骨後ではなく、使用許可を受けた日から20年となります。
- ・ご自身の死後に合葬墓へ納骨されるよう、納骨をする方を決めておくなど、必要な措置を講じてください。（使用許可申請書にご自身の埋葬を行う方を記載していただきます。）

遺骨を保有している方で要件を満たす場合は、制限なく随時、申し込むことができます。ご自身の死後、ご家族等で祭祀を執り行う方がいらっしゃる場合は、合葬墓への埋葬をお願いしておくことで、生前予約をしなくても「4-1 遺骨を保有している方」の区分での申請が可能となります。

### 4-4 申請手続（記名板）

合葬墓使用許可申請時、または使用許可手続以降は、いつでも申請できます。

#### ○必要書類

- ・合葬墓記名板使用届（※）
- ※合葬墓使用許可後の届出の場合は、以下も必要です。
- ・霊園（合葬墓）使用許可証
- ・身分証明書の写し（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）
- （※）様式は青森市ホームページからもダウンロードできます。

### ○納骨について

- ・使用許可を受けた後は、生前予約者を除き、速やかに納骨してください。
- ・霊園（合葬墓）使用許可証に記載された埋蔵対象者以外の遺骨を納骨することはできません。また副葬品等をご遠慮ください。
- ・納骨室における安置の位置、記名板の記名の位置については、指定することができません。
- ・納骨室及び合葬室への納骨は管理事務所職員が行います。利用者の方は入室できません。
- ・管理事務所閉所期間（12月1日から3月31日）は納骨できません。

### ○参拝について

- ・市や施設管理者においては、供養祭などの儀式（宗教行事）は行いません。個人で儀式を行う際（要予約）は、他の参拝者へのご配慮をお願いします。
- ・お花と線香以外の供物等は必ずお持ち帰りください。
- ・管理事務所開所期間（4月から11月まで及び春彼岸期間中）は参拝できます。
- ・ご遺骨の前での直接参拝はできません。

### ○その他

- ・遺骨が納骨室に収蔵されている期間は、使用権者の方が改葬許可申請を行い、遺骨を引取ることができます。使用権者がお亡くなりになっている場合は、祭祀を主宰する方が名義変更手続を行った上で改葬許可申請をしてください。
- ・合葬室に埋蔵されたご遺骨は引取ることはできません。
- ・合葬墓の使用許可を受けた後に使用を取りやめる場合は、合葬墓返還届を提出してください。納付した使用料は還付できませんのでご注意ください。
- ・申請時に不正があったと認められる場合や、青森市霊園条例及び青森市霊園条例施行規則に違反した場合は、使用許可を取り消すことがあります。